

## 会 議 開 催 案 内 （ 公 開 ）

「岡山県消費生活懇談会」を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和5年2月3日

岡山県消費生活懇談会

### 1 開催日時

令和5年2月10日（金）10時00分～12時00分

### 2 開催場所

県庁 3階大会議室  
岡山市北区内山下二丁目4番6号

### 3 内 容

#### （1）報告事項

- ① 令和4年度上半期の消費生活相談の状況
- ② 若年層の消費者トラブル防止に向けた取組
- ③ 岡山県消費生活基本計画における目標値の現況等
- ④ 消費者契約法の改正等
- ⑤ 令和5年度消費者月間統一テーマ

#### （2）その他

### 4 傍聴定員

6人

### 5 傍聴手続

- (1) 受付時間は、当日9時30分から9時50分までです。会場の受付で、氏名と住所を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

### 6 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県県民生活部くらし安全安心課消費生活班  
電話 086（226）7346

### 7 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/page/583470.html>

# 傍 聴 要 領

岡山県消費生活懇談会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の受付予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、懇談会の会長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次に掲げる「会議の傍聴をする場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ懇談会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。